

鹿沼市立小中学校の再編について

令和6年7月

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会

提言にあたって

全国的に少子化が深刻化する中で、本市においても児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進んでおり、良好な教育環境を維持するため、学校規模・配置を適正化する取り組みが必要となっている。

本委員会では、現状や児童生徒数の将来推計などをもとに、「学校で集団生活をおくり、学習活動を行ううえで、適正な学校規模はどうあるべきか」、また、「適正規模を実現するため、どのような方法で適正配置を行うべきか」について、地域の実情にも配慮しながら、教育的観点から検討を行ってきた。

鹿沼市の子どもたちが豊かな人間性を育みながら、健やかに成長していくためには、教育環境を整備することが大切であり、その礎の一つとなるよう「鹿沼市立小中学校の再編について」次のとおり提言する。

令和6年7月

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会

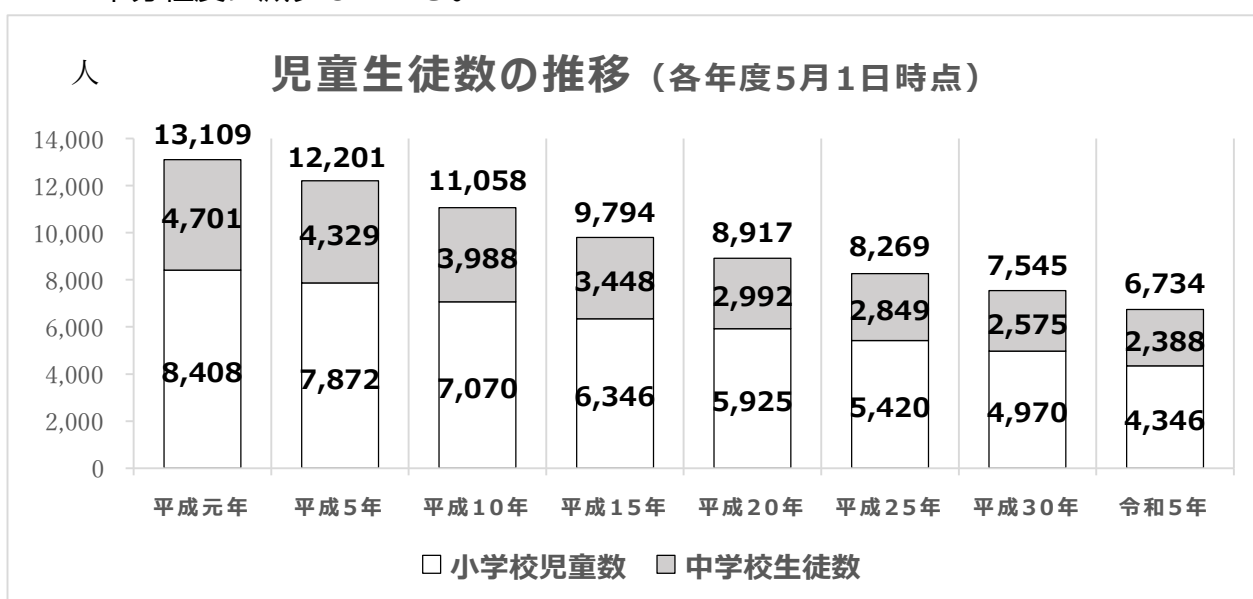
目 次

項目	頁
1. 児童生徒数の推移・将来見込みについて	1
(1) 児童生徒数の推移	1
(2) 児童生徒の将来見込み	1
(3) 学級数による学校規模の分類	2
2 学校再編の必要性について	3
(1) 公立学校の教育の充実	3
(2) 教育環境の公平性	3
(3) 教育資源の再配分と有効活用	3
3 鹿沼市における学校の適正規模	4
(1) 小規模校および大規模校の課題	4
(2) 適正規模化により見込まれる効果	5
(3) 鹿沼市の適正規模について	6
4 鹿沼市における学校の適正配置	7
(1) 学校の適正配置の方法	7
(2) 学校規模別の望ましい再編方針	8
(3) 学校再編にあたって配慮すべき事項	9
(4) 鹿沼市の適正配置について	10
【図面】現在の小学校の配置及び学校再編ブロック図	11
【図面】現在の中学校の配置及び学校再編ブロック図	12
鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領	13
鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員名簿	14

1 児童生徒数の推移・将来見込みについて

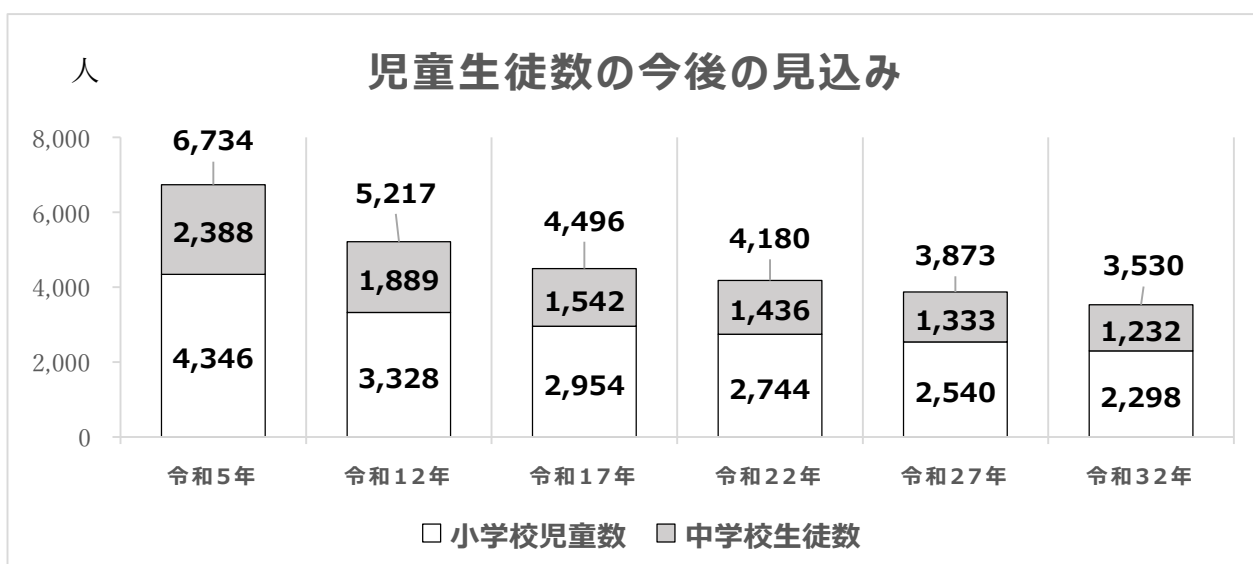
(1) 児童生徒数の推移

小中学校の児童生徒数（学級数）は、平成元（1989）年では、児童数 8,408 人（287 学級）、生徒数 4,701 人（133 学級）でしたが、令和 5（2023）年では、児童数 4,346 人（189 学級）、生徒数 2,388 人（83 学級）に減少しており、35 年前の半分程度に減少している。



(2) 児童生徒数の将来見込み

令和 5 年に公表した国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口から、今後の児童生徒数（令和 5 年基準の学級数）を算出すると、27 年後の令和 32（2050）年時点では、小学校の児童数が 2,298 人（約 100 学級）、中学校の生徒数が 1,232 人（約 42 学級）と現在の約半分程度に落ち込むことが見込まれている。



(3) 学級数による学校規模の分類

(令和6年5月1日現在)

①小学校

地区名	学校名	建築年度	児童数(名)					学校規模	
			H25	H30	R5	R10	R15	R5	R15
鹿沼	中央小	H22	344	353	333	294	248	適正	適正
	東小	S54	763	755	780	670	555	大	適正
	北小	S10	468	397	343	295	242	適正	適正
東大芦	西小	S47	205	197	170	97	85	適正	適正
菊沢	菊沢東小	S52	387	374	277	268	215	適正	適正
	菊沢西小	H2	82	74	72	70	51	適正	適正
北犬飼	石川小	S59	179	155	156	123	116	適正	適正
	津田小	S63	269	202	135	97	71	適正	適正
	池ノ森小	H元	12	18	20	16	11	小	小
東部台	さつきが丘小	S50	613	641	606	587	518	大	適正
	みどりが丘小	H4	510	490	439	374	293	適正	適正
北押原	北押原小	S57	485	483	405	348	292	適正	適正
	みなみ小	S56	216	171	134	77	65	適正	適正
加蘇	加園小	H6	84	81	39	37	35	小	小
板荷	板荷小	H2	71	81	46	20	16	小	小
南摩	南摩小	S62	115	84	70	44	27	小	小
	上南摩小	H3	28	15	14	11	8	小	小
南押原	南押原小	S63	82	59	37	28	23	小	小
	楡木小	S48	96	79	66	54	47	小	小
粟野	粟野小	H26	157	119	78	49	35	適正	小
清洲	清洲第1小	H8	87	33	30	30	24	小	小
	清洲第2小	S60	75	44	41	33	23	小	小
永野	永野小	S48	38	24	17	25	18	小	小
粕尾	粕尾小	S46	54	41	38	33	22	小	小
合計			5,420	4,970	4,346	3,680	3,040		

②中学校

地区名	学校名	建築年度	生徒数(名)					学校規模	
			H25	H30	R5	R10	R15	R5	R15
鹿沼	東中	H13	851	766	815	770	660	大	大
	西中	H16	413	365	351	306	219	適正	適正
菊沢	北中	S49	484	434	380	414	379	適正	適正
北犬飼	北犬飼中	S49	284	274	232	215	183	適正	適正
北押原	北押原中	S61	312	308	303	279	195	適正	適正
加蘇	加蘇中	H元	47	32	32	26	20	小	小
板荷	板荷中	H7	33	30	34	18	7	小	小
南摩	南摩中	S61	84	70	42	42	27	小	小
南押原	南押原中	S60	112	97	82	52	49	適正	適正
粟野	粟野中	H14	229	199	117	111	88	適正	適正
合計			2,849	2,575	2,388	2,233	1,827		

※令和10・15年度の数値は、住民登録情報や国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による推計値。

2 学校再編の必要性について

(1) 公立学校の教育の充実

義務教育の目的は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととされており、学校は、教科の知識や技能の習得だけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認めあい、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける役割を担う必要があるとされている。

市民の期待に応え、本市の掲げる「学びから 未来を拓く ひとづくり」を一層推進して、子どもたちの「これからの時代を生き抜いていく力」を育成するためには、より良好な教育環境をつくることに向けての不断の努力が必要である。

(2) 教育環境の公平性

学校の小規模化や大規模化は、教育活動や学校運営上に問題を生じるおそれがある。学校規模を適正化するための再編は、学校規模の大小による教育環境の不均衡や地域格差等の是正、教育環境の公平性という観点からも必要である。

(3) 教育資源の再配分と有効活用

義務教育は、機会均等、水準確保、無償制を根幹として、様々な条件のもとでその目的の実現を目指して行われるものであり、単に学校運営の効率性やコスト面から論じることができないのは当然である。

しかしながら、機会均等や水準確保などの一定の条件を満たした上での学校規模の適正化は、学校のランニングコストの削減など、行財政上の効果が大きい。その成果を教室改善や教員加配等による教育環境の充実に振り向けるなどの再配分により有効活用することが可能である。

学校規模の適正化は、学校運営の効率性の向上や教育資源の再配分による有効活用の観点からも必要である。

3 鹿沼市における学校の適正規模

(1) 小規模校および大規模校の課題

小規模校の課題

- 多くの人とふれ合う活動が限られるため、社会性・協調性などを培う機会が少なくなりがちである。
- 学級の人数が少ないため、集団活動から生まれる多様なものの見方考え方を学ぶ機会が少なくなる。
- 配置される教員が少ないため、チーム・ティーチング、習熟の程度に応じた指導などの取り組みが制限される。
- 部活動・クラブ活動などの数が限定されるので、児童生徒の希望に応えることができなくなる。

小規模校のうち複式学級を持つ学校の課題

- 異学年の児童生徒が同じ教室で学習するため、一方の学年の児童生徒が教員から直接指導を受けている間、他方の学年の児童生徒は自習していることが多い。
- 話し合いの中で多様な意見を出し合うこと、学び合い、深め合うグループ活動が行いにくい。
- 一定の人数で行うことにより効果のある学校行事、音楽活動、団体スポーツなどが制限される。
- P T A・保護者等の活動において、保護者1人あたりの役割分担が増える。

大規模校の課題

- 行事の際、子ども一人ひとりが活躍するための工夫を要する。
- 各施設、グラウンド等の使用割当の調整に時間を要する。

(2) 適正規模化により見込まれる効果

学校は、集団生活を通して、多様な考えや特性を持つ児童生徒が互いに切磋琢磨し、学力・体力の向上を図るとともに豊かな人間性をはぐくむ場である。

したがって、教科などの学習はもとより、運動会、文化祭等の学校行事、部活動においても一定規模の集団を確保し、効果的な教育活動を展開することが必要である。

そのため、児童生徒の個性を伸ばし、自主性、社会性を育て、生きる力を身につけさせる学習生活の場として、望ましい学校規模（＝適正規模）を実現することが大切である。

児童生徒の指導面

- 多様な個性を持つ児童生徒が出会い、切磋琢磨し、その中で社会性や協調性を培いながら、望ましい人間関係を築いていくことができるような規模が望ましい。
- 人間関係が固定化されず、成長の機会が得られるように、クラス替えが可能であることが望ましい。
- 部活動、クラブ活動など、児童生徒が希望して行う活動に際しては、できるだけ多様な選択の機会があることが望ましい。
- 児童生徒の個性を伸ばし、能力を引き出すためには、様々な専門性を有する多くの教員と出会える機会に恵まれることが望ましい。

学校運営面

- 教員が互いの専門性を発揮し合い、指導力を高めていけるよう、一定の教員数を確保することが望ましい。
- 中学校では、各教科に専門の教員を確保するとともに、特に授業時数の多い5教科については複数の教員の確保が望ましい。

(3) 鹿沼市の小中学校の適正規模について

学校教育法施行規則第41条および第79条、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、小中学校の学級数が12学級以上18学級以下を標準的な学校規模としているが、鹿沼市における学校の適正規模は次のとおりとする。

<p>《小学校》</p>	<p>◆小学校の適正規模</p> <p>6学級～18学級（特別支援学級を除く）</p> <p>※適正規模校を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。</p> <hr/> <p>小学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が24校中、17校となっている。これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付けしてきた経過、通学距離等を踏まえ、<u>1学年1学級、全校で6学級の学校を適正規模の下限と考える。</u></p> <p>したがって、複式学級を有する6学級未満の学校について、再編を進めるべきである。</p>
<p>《中学校》</p>	<p>◆中学校の適正規模</p> <p>3学級～18学級（特別支援学級を除く）</p> <p>（1学級16人以上、全校48人以上）</p> <p>※適正規模校を超える学校を「大規模校」、適正規模に満たない学校を「小規模校」として捉える。</p> <hr/> <p>中学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が10校中、9校となっている。これまで鹿沼市教育ビジョンに位置付けしてきた経過、通学距離等を踏まえ、<u>全校で3学級の学校を適正規模の下限と考える。</u></p> <p>特に、集団での学習活動において制約の多い、1学年の人数が16名、全校で48名程度を下回る学校については、再編を進めるべきである。</p>

4 鹿沼市における学校の適正配置

(1) 学校の適正配置の方法

学校の適正配置を行うための具体的方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が考えられる。

鹿沼市の現状を踏まえると、適正配置を検討すべき対象校のほとんどが郊外の小規模校であり、通学区域の変更では実効性が伴わないことから、学校の統廃合を検討せざるを得ないと考えられる。

小規模校が、小学校11校、中学校3校、大規模校が、小学校2校、中学校1校と、数多くの学校で適正規模化に向けた適正配置の検討が必要な状況にある。丁寧な協議の元に、学校再編を進めていく必要があることから、優先順位をつけて推進することが望ましいと考えられる。

また、通学区域の弾力化など学校選択制のあり方についても、慎重に検討を進めていくべきである。

①学校再編の優先順位

教育活動や学校運営上、様々な制約を受けやすい点を考慮するとともに保護者等アンケート調査や意見交換会の結果を踏まえ、小規模校の解消を優先事項とすること。

- (1)小規模の小中学校（小中学校一体で検討すること。）
- (2)小規模となる見通しがある小中学校
- (3)大規模の小中学校

②新たな教育制度の検討

多様化・複雑化する学校現場の課題に対応していくため、小中一貫教育などの新たな教育制度について、学校再編と併せて積極的に検討を進めること。

③施設の活用方針

早期の学校再編を実現していくために、現有の校舎や施設を有効活用し、統合校舎として活用する場合は、必要な施設改修を行うこと。

(2) 学校規模別の望ましい再編方針

①小規模の小学校

小学校では、再編の必要な小規模校が11校あり、統廃合や通学区域の見直しによる解消を目指すべきである。児童数の将来見込みや通学距離を考慮した、望ましい地区別の再編方針は次のとおりとする。

No	地区名	学校名	学校規模	望ましい再編方針
1	北犬飼	石川小学校	適正規模	校舎を新築し、石川小学校、津田小学校、池ノ森小学校、さつきが丘小学校（茂呂）の統合、北犬飼中学校との義務教育学校の新設
		津田小学校	適正規模	
		池ノ森小学校	小規模	
		（さつきが丘小学校の一部）	大規模	
2	菊沢	菊沢西小学校	適正規模	菊沢西小学校の校舎を活用し、菊沢西小学校、板荷小学校の統合に向けた検討
	板荷	板荷小学校	小規模	
3	東大芦	西小学校	適正規模	西小学校の校舎を活用し、西小学校、加園小学校の統合
	加蘇	加園小学校	小規模	
4	南摩	南摩小学校	小規模	南摩小学校、上南摩小学校の近隣校との統合に向けた複数案による検討
		上南摩小学校	小規模	
5	南押原	南押原小学校	小規模	既存校舎を活用し、南押原小学校、楡木小学校、みなみ小学校（南上野町）の統合、南押原中学校との小中一貫教育の実施
		楡木小学校	小規模	
		（みなみ小学校の一部）	適正規模	
6	栗野	栗野小学校	適正規模	栗野小学校の校舎を活用し、栗野小学校、清洲第1小学校、清洲第2小学校、永野小学校、粕尾小学校の統合
	清洲	清洲第1小学校	小規模	
		清洲第2小学校	小規模	
	永野	永野小学校	小規模	
粕尾	粕尾小学校	小規模		

②小規模の中学校

中学校では、再編の必要な小規模校が3校あり、周辺地域の中学校との統合による解消を目指すべきである。地区内の小学校も全て小規模校となっていることから、小学校の再編と一体的に進めることが望ましいと考える。

No	地区名	学校名	学校規模	望ましい再編方針
1	鹿沼	西中学校	適正規模	西中学校の校舎を活用し、西中学校、加蘇中学校の統合
	加蘇	加蘇中学校	小規模	
2	菊沢	北中学校	適正規模	北中学校校舎を活用し、北中学校、板荷中学校の統合に向けた検討
	板荷	板荷中学校	小規模	
3	南摩	南摩中学校	小規模	近隣校との統合に向けた検討

③小規模となる見通しがある小中学校

将来的な児童生徒数の見通しを見極めるとともに、小規模校解消の進捗状況や保護者や地域住民の意向を踏まえながら、再編方針を検討すべきである。地区により、小規模校の統合と併せて進めることが望ましいと判断される場合には、併せて検討することが望ましいと考える。

④大規模の小中学校

出生数の減少により、将来的に解消が見込まれているものの、大規模校としての様々な課題もあることから、継続的に今後の児童生徒数の推移を見極め、対応について引き続き検討を進めていくべきである。

(3) 学校再編にあたって配慮すべき事項

- ①学校再編にあたっては、児童生徒数の将来推計、学校が地域で果たしてきた役割、地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者、地域住民等と十分に協議を行い、学校の適正配置に対する共通理解と協力を得て、慎重に進めていくとともに、適切な情報提供を行い、行政が主導して協議の場を設けること。
- ②通学における安全性の確保に努めるとともに、通学距離や通学時間、方法について十分考慮のうえ、スクールバスの運行も含め検討すること。
- ③学校間連携を進めるとともに、今後は、小・中学校の連携がより重要になると考えられることから、学校再編の検討にあたっては、小・中学校の連携に十分配慮すること。
- ④それぞれの学校がこれまで取り組んできた、地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、統合後の学校教育の中で継続していくよう配慮すること。

- ⑤核家族や共働き世帯が増加していることから、学校再編に合わせて学童保育をはじめとする放課後の児童の受け入れ先の充実を図ること。
- ⑥統合後の学校においては、学校運営にあたり、学校運営協議会、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにすること。
- ⑦廃校後の施設や土地は、活用すべき財産として、地域住民のニーズ等を踏まえ、幅広い視点で有効活用を検討すること。

（４）鹿沼市の小中学校の適正配置について

◆鹿沼市の小中学校の適正配置

1. 小規模校については、近隣の学校との統合により適正規模を確保すること。
2. 大規模校については、出生数が減少しており、将来的に解消が見込まれることから、継続的に児童生徒数の推移を見極め、継続的に検討していくこと。
3. 統合に伴い、通学距離及び通学時間の長くなる児童生徒には、スクールバスの導入等、通学の支援を行うこと。
4. 適正規模化への具体的な方策については、学校や地域ごとに、丁寧に検討を進めるとともに、当該地域の意向や地域の実情に配慮すること。
5. 学校の再編に合わせて、小中一貫校や義務教育学校など、新たな教育制度を検討すること。
6. 統合後の学校においては、学校運営にあたり、学校運営協議会、保護者、地域住民との連携・協力を一層強め、新しい学区（地域）の中心的な役割を果たせるようにするとともに、それぞれの学校がこれまで取り組んできた、地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動については、統合後の学校教育の中で継続していくよう配慮すること。

現在の小学校の配置及び学校再編ブロック図



現在の中学校の配置及び学校再編ブロック図



鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会設置要領

(設 置)

第1条 小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現のため、小中学校の適正な規模及び配置について検討するため、鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の適正配置等に関する事項を掌握する。

(組 織)

第3条 検討委員会は、14名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員で構成する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 鹿沼市議会議員
- (4) 教育関係機関・団体関係者
- (5) 学校教育関係者
- (6) その他教育長が認める者

(任 期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該諮問に関する調査・審議が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、教育長が任命又は委嘱するものとする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会は、特に必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って別に定める。

附則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

鹿沼市立小中学校適正配置等検討委員会委員名簿

任期 令和5年6月29日～調査・審議が終了するまで

No.	分野		団体	氏名	備考
1	有識者	教育行政	栃木市教育研究所	松本 敏	
2		保健・医療	鹿沼歯科医師会	畑 健一	
3	地域関係者	自治	鹿沼市自治会連合会	鈴木 節也	
4		自治	鹿沼市自治会連合会	吉井 和夫	
5		民生委員	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	稲川 紀子	
6	市議会	市議会	鹿沼市議会 (議長)	大島 久幸	令和5年 9月19日まで
				谷中 恵子	令和5年 9月27日から
7	市議会	市議会	鹿沼市議会 (教育福祉常任委員会委員長)	鈴木 紹平	令和5年 9月19日まで
				佐藤 誠	令和5年 9月27日から
8	教育機関団体関係者	保護者	鹿沼市南保育園保護者会	宇賀神 智美	
9		PTA	鹿沼地区幼稚園PTA連合会	広瀬 雅一	令和6年 5月31日まで
				小又 美里	令和6年 6月1日から
10		PTA	鹿沼市PTA連絡協議会	橋本 勝浩	令和6年 5月31日まで
				安良岡 彬	令和6年 6月1日から
11	育成会	鹿沼市子ども会連合会	佐藤 和也		
12	学校教育関係者	学校	鹿沼市立小中学校長会	善林 克江	
13		学校	鹿沼市立小中学校長会	湯澤 正弘	
14		教育行政	栃木県教育委員会上都賀教育事務所	大貫 敏	令和6年 5月31日まで
	増田 美紀子			令和6年 6月1日から	